

特定外来生物被害防止基本方針の案の作成について

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」と言う。）の公布を受け、法附則第2条の規定に基づく特定外来生物による生態系等に係る被害を防止するための基本方針（以下「基本方針」と言う。）の案を作成する必要がある。基本方針の案の作成に当たり主務大臣は中央環境審議会の意見を聴くこととしており、同審議会野生生物部会に外来生物対策小委員会を設けて具体的検討を行う。

1. 基本方針について

- ・主務大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求める。
- ・基本方針は、次に掲げる事項について定める。
 - ①特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想
 - ②特定外来生物の選定に関する基本的な事項
 - ③特定外来生物の取扱いに関する基本的な事項
 - ④国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項
 - ⑤その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

2. 外来生物対策小委員会について

- ・基本方針の案の作成に係る検討を行うため、野生生物部会に小委員会を設置。
- ・法の内容に沿うよう、外来生物の性質に関する分類群毎の専門家、外来生物を利用する側の専門家、外来生物対策を社会経済的視点から捉える専門家等により小委員会を構成。

3. 今後の進め方

- ・6月下旬～8月下旬に3回程度の小委員会を開催し、検討を行う。
- ・検討期間中にパブリック・コメントの募集を実施。

※基本方針の閣議決定後、特定外来生物の選定等について、生物の性質に関する専門家の意見を聴いて（小委員会委員以外の専門家からも幅広く聴取）検討を開始。